

北自旅二第146号  
令和2年8月5日  
最終改正 北自旅二第351号  
令和5年2月10日

北海道運輸局旭川運輸支局長 殿

北海道運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業による旭川空港利用者の輸送対策について

旭川空港における二次交通の充実・強化のため、下記のとおり措置することとしたので、遺漏のないよう取り計らわれたい。

本措置は、あくまで旭川空港利用者に対する安定的輸送力の確保を目的とした補完的措置であるため、事業者間の事業運営に悪影響を与え、輸送秩序の混乱を招くことのないように留意し、さらに、タクシー乗り場等旭川空港構内の秩序維持についても必要に応じ、事業者への指導を実施願いたい。

なお、本件については、一般社団法人北海道ハイヤー協会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部長あて別添のとおり通知したので、貴支局においても当該協会に加盟していない管内事業者に周知されたい。

#### 記

1. この通達により認められる営業区域

上川圏のうち旭川空港構内（以下「ポイント区域」という。）とする。

2. ポイント区域を営業区域とすることができる事業者

旭川交通圏又は富良野圏のいずれかに営業所を有する法人タクシー事業者のうち、ポイント区域の事業計画変更認可申請を行い、その認可を受けた事業者とする。

なお、ポイント区域を発地又は着地とする旅客の輸送に適用する運賃は、当該輸送に応じた車両が属する営業所にて適用する運賃とする。

### 3. ポイント区域追加の事業計画変更認可申請

別添様式にて行う。

### 4. ポイント区域の認可申請に対する処理方針

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準」（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第54号）2事業計画の変更の認可（2）に定めるところにより審査することとする。

### 5. 標準処理期間

1か月

### 6. ポイント区域の認可に付する条件及び期限

- (1) ポイント区域を発地又は着地とする旅客の輸送に限る。
- (2) 旅行業者から運送依頼のあった企画旅行商品の輸送に限る。
- (3) 旭川交通圏又は富良野圏の営業所に属する車両に限る。
- (4) 旭川空港へ入構して旅客を扱う際には、輸送の安全確保のため空港構内の輸送秩序を維持すること。
- (5) 認可日から令和6年3月31日までとする。

なお、令和5年3月31日を期限とする認可を受けている者から、新たな申請があった場合には、認可期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### 7. 利用者の保護

ポイント区域を発地又は着地とする輸送について、利用者へ運賃料金の説明を行うなど、利用者保護のための対応を執るよう、認可事業者に周知し徹底させること。

### 8. 輸送の安全確保

運行管理、運転者に対する指導教育及び車両点検整備の確実な実施並びに事故及び災害時における連絡体制の確認など、安全確保の最優先について、認可事業者に周知し徹底させること。

## 9. 利用状況の把握

ポイント区域を発地又は着地とする輸送実績については、輸送実績報告書を認可事業者から提出させるとともに、取りまとめのうえ報告すること。

なお、提出期限は、4月1日から6月30日までの実績を7月末、7月1日から9月30日までの実績を10月末、10月1日から12月31日までの実績を1月末、1月1日から3月31日までの実績を4月末とする。

### 附 則

この通達は、令和2年8月5日以降に申請を受け付けるものから適用する。

### 附 則（令和3年2月17日 北自旅二第430号）

この通達は、令和3年2月17日以降に申請を受け付けるものから適用する。

### 附 則（令和4年2月17日 北自旅二第411号）

この通達は、令和4年2月17日以降に申請を受け付けるものから適用する。

### 附 則（令和5年2月10日 北自旅二第351号）

この通達は、令和5年2月10日以降に申請を受け付けるものから適用する。

北海道運輸局長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者  
担 当 者  
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条第1項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

2 事業の種別  
一般乗用旅客自動車運送事業

3 変更しようとする事項  
営業区域

新	上川圏のうち旭川空港構内及び旧区域
旧	

4 申請理由  
旭川空港利用者の安定的な輸送を行うため、旭川空港構内の区域を取得したい。

5 実施予定日  
令和 年 月 日

6 添付書類  
事業計画変更に係る宣誓書

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 当社の役員は、道路運送法第7条各号のいずれにも該当いたしません。
2. 当社は、一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準（平成14年1月23日付北海道運輸局公示第54号）記2（2）の各規定のいずれにも該当しております。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実を反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名

北海道運輸局旭川運輸支局長 殿

事業者名 \_\_\_\_\_

## 旭川空港を発・着地とする輸送実績報告書

(令和 年 月 日から 月 日までの分)

- 注) ①4月1日から6月30日までの提出期限は、7月末です。  
 ②7月1日から9月30日までの提出期限は、10月末です。  
 ③10月1日から12月31日までの提出期限は、1月末です。  
 2月及び3月の予約状況報告も合わせて提出をお願いします。  
 ④1月1日から3月31日までの提出期限は、4月末です。

旭川空港～運送区域		輸送回数(回)		輸送人員(人)		運送収入	
		空港発	空港着	空港発	空港着	空港発	空港着
1	旭川空港 (旭川空港IN OUTの輸送)						
2	旭川交通圏						
3	富良野圏						
4	その他						
合計		0	0	0	0	0	0

使用した車両を多い順に 記入願います。	① 車名・通称名( ) 乗車定員( 人)
	② 車名・通称名( ) 乗車定員( 人)
	③ 車名・通称名( ) 乗車定員( 人)

交通事故件数を 記入願います。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 件数( 件)
--------------------	--

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先Tel \_\_\_\_\_

北海道運輸局旭川運輸支局長 殿

事業者名 \_\_\_\_\_

## 旭川空港を発・着地とする予約状況報告書

(令和6年2月1日から3月31日までの分)

注) 2月1日から3月31日までの予約状況について報告をお願いします。

旭川空港～運送区域	予定 輸送回数(回)		輸送人員(人)		運送収入	
	空港発	空港着	空港発	空港着	空港発	空港着
1 旭川空港 (旭川空港IN OUTの輸送)						
2 旭川交通圏						
3 富良野圏						
4 その他						
合計	0	0				

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先Tel \_\_\_\_\_